令和6年6月

国税庁

国、地方公共団体や公共の一体の公共・公益法人等と消費税

○ このパンフレットは、国、地方公共団体、公共・公益法人等に係る消費税の

■納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の計算の特例 ■申告・納付期限の特例 などについて説明したものです。

また、「令和元年10月1日前に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P26参照)」など、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q&A |も掲載しております。

(令和6年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)

- 令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体(地方公営企業を含む。)が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。詳しくは、20ページをご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の 役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税 関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」 に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、税務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは https://www.nta.go.jp 】

適格請求書等保存方式(令和5年10月1日~)

<u>令和5年10月1日から</u>、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度) が開始されています。

※ 「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)の下では、登録を受けた 事業者(適格請求書発行事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付 することができます。 登録申請は、e-Taxをご利 用いただくと手続がスムー ズです。

詳しくは、68~69ページをご覧ください。

○ インボイス制度に関する一般的な電話相談は、<u>インボイスコールセンター</u>(インボイス制度電話相談センター)で受け付けています。「専用ダイヤル」0120-205-553(無料) [受付時間] 9:00~17:00(土日祝除く)

チャットボットは こちらから

○ 税務相談チャットボット(インボイス制度)も公開していますので、ぜひご利用ください。 ご質問を入力いただくと、AI(人工知能)が自動でお答えします。



Ι	国、	地方公共	団体、	公共・	公益法人	等に対す	「る消費	税の特例)等			
	2 3 (1) (2) 4 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	例、産資国入仕国特特補特適場告国公簿制地の産、控入、例定助定格合・、共の度方譲の地除控地計収金収請の納地・記の公渡譲方税除方算入等入求仕付方公載概封等源公額税2のの「は書入其公益事	たいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	、の算、な・譲税業公特の公る・渡仕者来例原共事・等入以	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、 等の・・・ 等・・・ 仕 <i>フ</i> ・・・ 収 の計 類の理 が	Eの譲渡。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等の時期(・・・・ 頭の計算(・・・・ の特定方) ・・・・	の特例・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · · 3 · · · 4 · · · 4 · · · 4 · · · 6 · · · 8 · · 11
												20
П	国、				公益法人				σ. 生 .冷.σ	\#+ 		01
	(() (() (() () () () () () () () () () ()))))))))))))))))))))))))))))))))))))))(片合)こ)、器目な美な質・費法利使還等組10書者書還・・上子途付の合月発と発に・・ののが金申へ1行な行	充・・繰支特・告の日事っ事当・・上払定・単適前業た業し・・充にさ・位用の者場者	のた・・用吏れ・・関昔の合の合賞繰・・・用て・・係入登に登に還入・・・すい・・・金録お録お元金・・・るる・・・のをけをけっている。	・・・・と動・・・済け資け・・・・・さ・・・・ 充このさ	・・・・て・・・るに渡に・・・・る・・・・るに渡い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・・・ ・・・・・・・・	・・・・・・・・をの例の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- · · 22 - · · 22 - · · 23 - · · 24 - · · 24 - · · 25 - · · 25 - · · 26 - · · 28
Ш	特异	収入に係	る課税	仕入れ	等の税額	の計算						
	(事例 (事例	2) 課税其 1 個	月間中の 国別対応	課税売. 方式を	上高が5億 上高が5億 採用してし 式を採用し	円超又は へる場合・	課税売上	割合が95				
参 索	考 適 引·	格請求書等	保存方	式(イン	ボイス制度)について	(令和5	年10月 1	日~)			68 70
;	平成2 を実現す	ナンバー制度 28年 1 月から する社会基盤 Dマイナンバ	5導入され です。	れたマイ:								

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。